

高砂市民病院床頭台・入院セット運営事業に関する基本協定書(案)

高砂市(以下「管理者」という。)と (以下「使用者」という。)は、管理者の行政財産目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を得て行う高砂市民病院床頭台・入院セット運営事業に関する基本協定書(以下「協定書」という。)を次のとおり締結する。

(使用物件及び期間)

第1条 管理運営する物件(以下「使用財産」という。)及び使用期間は行政財産使用許可書に示すとおりとする。

(使用の目的)

第2条 使用者は、使用財産を高砂市民病院床頭台・入院セット運営事業に係る業務の目的以外に使用してはならない。

(運営時間)

第3条 通常の業務については、9時から17時まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。)とするが、当院と協議の上、運営日の追加、運営時間の延長をすることは差し支えない。

(費用負担)

第4条 高砂市民病院床頭台・入院セット運営事業のために使用者が設置する設備に係る費用及び運営に係る費用は使用者の負担とし、管理者が設置している既存の設備に係る費用は管理者の負担とする。

(使用の制限)

第5条 使用者は、使用財産を使用者の責務において適切に維持管理しなければならない。
2 使用者は、使用財産を高砂市民病院床頭台・入院セット運営事業に係る業務で使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りではない。

(業務の再委託の制限)

第6条 使用者は管理運営業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面で申請し、管理者が承認した場合は、使用者の責任において第三者に委託することができる。なお、第三者に業務の一部を委託した場合は、当該委託先との契約書の写しを提出しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 使用者は、この事業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 使用者はこの事業に係る目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(損害賠償)

第8条 使用者はその責めに帰すべき事由により使用財産に関して、管理者に損害を与えたとき、又は本協定書等に定める業務を履行しない場合において管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復及び引き継ぎ)

第9条 使用者は、使用期間が満了したとき及び管理者に使用許可を取り消されたときは、14日以内に、使用者が設置した設備機器及び付属物を撤去し、原状回復した上で明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、本使用許可の期間内に引継期間を設け、管理者又は引継事業者が円滑に業務遂行を図れるよう引き継ぎを行わなければならない。

(中途解約(違約金))

第10条 使用者または管理者は、行政財産使用許可期間中であっても、6箇月間以上の予告期間を定めた上で相手方に書面で通知することにより、解約することができる。ただし、相手方に責めに帰すべき事由がない場合は行政財産使用料の6箇月相当額を違約金として支払わなければならない。

(その他の事項)

第11条 この協定書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、管理者、使用者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

管理者 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市
高砂市病院事業管理者 院長 渡部 宜久 ⑩

使用者
⑩